福岡県公報

平成二十六年十一月十四日
第三千六百四十五号
増　刊　①

目　次

規　則（第五十号）

○福岡県財務規則の一部を改正する規則（会計管理局会計課）……一

正　誤

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程（平成二十六年福岡県訓令第十二号）中正誤……一

規　則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十一月十四日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県規則第五十号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する貸付期間について、知事が特に必要があると認めるときは、同号に規定する期間を超えて貸し付けることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

正　誤

発行年月日	26・7・25		
公報番号	3614 増刊①		
種類	雑報		
同上番号			
ページ	3	1	
欄 上			
欄 下	○	○	
行	後ろから6	後ろから6	
備考			
正	別表第五の一の表総合指令部の項中 緊急初動班 二〇○ 三五○ 七〇 七〇○ 緊急初動班 災害対策現地情報連絡班 必要に応じて要員を配備 二〇○ 三五○ 七〇 七〇○ に、同表総務部の項中	「3○　本部長は、	
誤	別表第五の一の表総務部の項中 緊急初動班 七〇 全員●● 緊急初動班 災害対策現地情報連絡班 必要に応じて要員を配備 七〇 全員●● に、	「第三項●●●　本部長は、	

定期発行日　毎週火金曜日

〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）

〔作成〕〒812－0041　福岡市博多区吉塚八丁目２番15号　株式会社西日本新聞印刷　（電話 092－611－4431）